

危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

➤ 第17条第3項（給油取扱所の基準）

次に掲げる給油取扱所については、総務省令で、前2項に掲げる基準の特例（第5号に掲げるものにあつては、第1項に掲げる基準の特例に限る。）を定めることができる。

- 一 飛行場で航空機に給油する給油取扱所
- 二 船舶に給油する給油取扱所
- 三 鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所
- 四 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（第六号に掲げるものを除く。）
- 五 **電気を動力源とする自動車等に水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所**（次号に掲げるものを除く。）
- 六 総務省令で定める自家用の給油取扱所

危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

➤ 第27条の5（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）

令第17条第3項第5号に掲げる給油取扱所（水素を充填するための設備は、圧縮水素を充填するための設備に限る。以下「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）に係る令第17条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、第27条の3第3項から第5項までの規定の例によるほか、この条の定めるところによる。この場合において、同条第3項及び第4項中「圧縮天然ガス等」とあるのは、「圧縮水素」とする。

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第1号に掲げるものとし、当該設備は、第27条の3第6項第2号、第3号及び第6号の規定の例によるほか、第2号及び第3号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、第27条の3第6項第3号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第6号中「防火設備」とあるのは「第27条の5第5項第1号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装置」とする。

- 一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機、急速充電設備及び**危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド**（一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）及び防火設備（同規則第6条第1項第39号の防消火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止するための装置（同規則第7条の3第2項第15号、第19号及び第20号の温度の上昇を防止するための装置をいう。次項において同じ。）